



佐賀県公報

平成16年
3月8日
(月曜日)
第 12426号

田 次 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (一八三・長寿社会課) 一
- 道路の区域の変更

公 告

- 県営北川副地区土地改良事業計画変更決定

教育委員会事項

- 佐賀県重要文化財の指定

佐賀県天然記念物の指定の解除

人事委員会事項

- 佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則 (規則・三) 三

- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (規則・四) 三

○ 告 示

●佐賀県告示第百八十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第百二十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつた。

平成十六年三月八日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
高尾病院	三養基郡基山町大字小倉五〇三番地	平成一六・二・二九

○ 公 告

県営土地改良事業(干拓地等農地整備) 北川副地区的計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月8日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(干拓地等農地整備) 北川副地区的変更後の土地改良事

●佐賀県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年三月八日から平成十六年四月七日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年三月八日

道 路 の 種 類 及び路線名	佐賀県知事 古川 康		延長 メートル	
	区	間		
県道 鳥栖朝倉線	鳥栖市曾根崎町字原口一四八四番一 地先から 鳥栖市飯田町字中ノ坪四四三番一地 先まで	後	四一・六	九六六・三
	鳥栖市曾根崎町字原口一四八四番一 地先から 鳥栖市飯田町字中ノ坪四四三番一地 先まで	前	一七・〇	九六九・六
			二六・七	九六九・六
			九・〇	九六九・六

業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年3月9日から平成16年4月5日まで

3 縦覧の場所

佐賀市役所

○ 教育委員会事項

● 佐賀県教育委員会告示第一号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第四条第一項の規定により、佐賀県重要文化財として次の一のとおり指定し、同条例第三十二条第一項の規定により、佐賀県史跡として次の二のとおり指定する。

平成十六年三月八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

一 佐賀県重要文化財

記号番号	種別	名称	員数	所在地	所有者
重第百九十六号	佐賀県重要文化財 (彫刻)	木造十一面觀音菩薩坐像 附 台座(蓮肉部) 一個	一躯	杵島郡有明町田野上上田野上三二一 八七番地 福泉寺	福泉寺
重第百九十七号	佐賀県重要文化財 (工芸品)	染付山水文水指	一口	西松浦郡有田町中部乙三一〇〇番 地一 佐賀県立九州陶磁文化館	佐賀県立九州陶磁文化館

二 佐賀県史跡

記号番号	種別	名称	員数
史第五十号	佐賀県史跡	瓢塚古墳	一基
			東松浦郡呼子町大字加部島字鉢ノ 底四一一番地一

●佐賀県教育委員会告示第一号

佐賀県文化財保護条例（昭和五十一年佐賀県条例第二十二号）第三十三条第

一項の規定により、次の佐賀県天然記念物の指定を解除する。

平成十六年三月八日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠二郎

佐賀県天然記念物

記号番号	種別	名称	員数
記第十八号	佐賀県 天然記 念物	妙覺寺の菩提樹	一株
		多久市南多久町 大字下多久桐野 五六九八番地一	多 久 市 南 多 久 町
			妙覺寺

●佐賀県人事委員会規則第四号

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月八日

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和三十一年佐賀県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十五条（見出しを含む。）中「、通勤手当」を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

●佐賀県人事委員会規則第四号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年佐賀県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「月額」を「額」に改める。

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月八日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第三号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則

第八条を次のように改める。

第六条の前の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、同条中「県職員給与条例第十条第二項第一号及び学校職員給与条例第十二条の三第二項第一号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出」を「普通交通機関等（特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額」に、「よる運賃等の額による」を「より算出する」に改める。

第八条 県職員給与条例第十一条第二項第一号及び学校職員給与条例第十一条の三第三項第一号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（県職員給与条例第十一条第六項及び学校職員給与条例第十一条の三第六項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十回分（交替制勤務に從事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第八条の二各号列記以外の部分中「月額」を「額」に、「応じて、当該各号に掲げる」を「応じ、支給単位期間につき、当該各号に定める」に改め、「第二百六十一号」の下に「。以下「地公法」という。」を加え、同条第一号及び第二号中「月額」を「額」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

第八条の三中「月額」を「額」に改め、同条第一号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「運賃等相当額及び県職員給与条例第十一条第二項第一号に掲げる額又は運賃等相当額及び学校職員給与条例第十一条の三第二項第一号に定める額（その額が四万五千円を超える場合はその額と四万五千円との差額の二分の一の額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、その額が四万七千円を下るときはその額

条第二項第一号及び第二号に定める額又は学校職員給与条例第十一条の三第二項第一号及び第二号に定める額（県職員給与条例第十一条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額及び同項第二号に定める額の合計額又は学校職員給与条例第十一条の三第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円）に、「その額と四万五千円との差額から一千円を控除した額をそれぞれ四万五千円に加算した」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第二号中「運賃等相当額」を「県職員給与条例第十一条第二項第一号及び学校職員給与条例第十一条の三第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）以上（普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に改める。

第九条の二中「しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第九条の四中「次に掲げるものを「特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善及びその他の事情を考慮して人事委員会が認めるものである」とに改め、同条各号を削る。

第九条の五を次のように改める。

（特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第九条の五 特別急行列車等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する

場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

- 2 第七条の規定は、特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第八条の規定は、県職員給与条例第十条第三項第一号及び学校職員給与条例第十二条の三第三項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第一号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の二分の一に相当する」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

第九条の八中「利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第九条の九第一号中「職員派遣」の下に「(第十条の二第一項第三号及び第十条の四第二項において「職員派遣」という。)」を加え、「利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が六十キロメートル以上若しくは通勤時間が九十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると人事委員会が認める」に改める。

第九条の九の次に次の一条を加える。

(支給日等)

第九条の十 通勤手当は、支給単位期間(次の各号に掲げる通勤手当について)は、当該通勤の区分に応じ、当該各号に定める期間。以下この条及び第十一

条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号。以下「支給規則」という。)第二条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして県職員給与条例第十条第二項第一号又は学校職員給与条例第十二条の三第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が県職員給与条例第十条第二項第一号及び第二号又は学校職員給与条例第十二条の三第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び県職員給与条例第十二条第二項第二号に定める額の合計額又は一箇月当たりの運賃等相当額及び学校職員給与条例第十二条の三第二項第二号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、県職員給与条例第十条第三項第一号及び学校職員給与条例第十二条の三第三項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(第十条の二第三項第一号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。)の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員が支給規則第五条各号に掲げる異動をした場合であつて、その異動し

た日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する課（かい）及び各種委員会事務局を含む。）において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

第十条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の二条、見出し及び二条を加える。
(返納の事由及び額等)

第十条の二 県職員給与条例第十条第五項及び学校職員給与条例第十一条の三

第五項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るもの）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は県職員給与条例第十条第一項及び学校職員給与条例第十一条の三第一項の職員たる要件を欠くに至つた場合
二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において地公法第二十八条第二項及び職員の分限に関する条例

（昭和二十七年佐賀県条例第十八号）第二条の規定により休職にされ、地

公法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の

育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育

児休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に關する条例（昭和六十三年佐賀県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣され、職員派遣をされ、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、又は地公法第二十九条第一項の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る県職員給与条例第十条第五項及び学校職員給与条例第十一条の三第五項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び県職員給与条例第十条第二項第二号に定める額の合計額又は一箇月当たりの運賃等相当額及び学校職員給与

条例第十一条の三第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が五万五千円以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にはあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲

げる事由が生じた場合にはあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 口に掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給

単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げ

る事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額

（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合には、

零）

ロ 第九条の十第一項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利

用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいづれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る県職員給与条例第十条第五項及び学校職員給与条例第十二条の三第五項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額（二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額）。

以下この項において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。（）が二万円以下であつた場合 第一項第一号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等（同号の改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等）・同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻し額（次号において「払戻金二分の一相当額」という。）

二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位

期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額のいづれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

ロ 第九条の十第一項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合 二

万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等につい

ての払戻金二分の一相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいづれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

4 県職員給与条例第十条第五項及び学校職員給与条例第十二条の三第五項の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合においては、人事委員会が別に定める場合を除き、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第十条の三 県職員給与条例第十条第六項及び学校職員給与条例第十二条の三第六項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地公法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることとその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる

日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかるはず、同項の規定に準じて支給単位期間を定める」とがである。

第十条の四 支給単位期間は、第十条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第一項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

始する。

2 月の中途中において地公法第118条第一項及び職員の分限に関する条例第一条の規定により休職にされ、地公法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律第一条の規定により育児休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例第二条第一項の規定により派遣され、職員派遣をされ、教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、又は地公法第二十九条第一項の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上上の月にわたる」ととなつたとき(次項に規定する場合に該当していふときは除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しない」ととなつた場合(前項に規定する限りから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しない」ととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤する「い」になつた日の属する月から開始する。

第十一条中「月の一日至」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改める。

第十二条中「月額」を「額」に改める。

第十三条中「の実施」を「に定めるもののほか、通勤手当」に改める。

別表第一中「月額」を「額」に、「5,500円」を「5,000円」に、「8,950

「50キロメートル以上55キロメートル未満 55キロメートル以上60キロメートル未満 60キロメートル以上	32,300円 35,400円 38,400円	」を改める。
---	-------------------------------	--------

別表第一中「月額」を「額」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。